

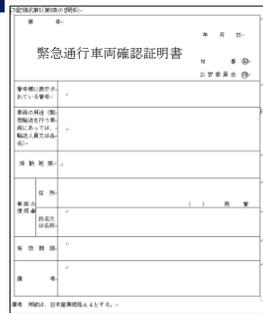
緊急通行車両等の確認手続



2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができるようになりました。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたましたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する**指定行政機関等の車両**については、**災害発生前**でも、**緊急通行車両であることの確認**を受け、**標章と緊急通行車両確認証明書**の交付を受けることができますようになりました。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。



※指定行政機関等とは、災対法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者とされている団体等を指しています。
※公安委員会とは、都道府県公安委員会を指しています。

災害発生前に確認を受けるには？

当該車両の**使用の本拠の位置**を管轄する公安委員会（警察署）の窓口を通じて申出を行ってください。

※ 原則として、同一の車両に対して複数の標章は交付しません。



必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

●【申出書類】

- ① **緊急通行車両確認申出書**（災対法施行規則別記様式第3）
又は（双方を同時に申請する場合は「及び」に読み替え）
緊急輸送車両確認申出書（大震法施行規則別記様式第6）

●【添付書類】

- ② **自動車検査証**又は軽自動車届出済証の写し
- ③ **災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであること**を確かめるに足りる書類（例 防災業務計画(抜粋可)）
- ④ **指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類**（例 車両リスト、証明書類等）
- ⑤ 契約書の写し、輸送協定書の写し、証明書類等（**指定行政機関等と契約をしている関係機関・団体のみ必要**）

※1 番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台の車両番号を記載して一括して申出することができます。

その際、③～⑤の書類について、重複する内容のものは1通で足り、全体として一式の書類により複数台の申出が可能です。

※2 上記④の書類については、自動車検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合は、自動車検査証の写しの添付をもって、上記④の書類が添付されているものとします。

※3 指定行政機関等と契約をしている関係機関・団体は、⑤の書類のみではならず、③の書類（指定行政機関等の防災業務計画等）が必要となります。

緊急通行車両確認申出書の「申出者」は誰になるの？

申出者になれるのは、**指定行政機関等の長**や、**指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者**又は**管理責任者**とするほか、**契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者**又は**管理責任者**となります。

指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類とは？

【④の書類の例】

〇〇県公安委員会 殿 令和〇年〇月〇日

株式会社△△△△（指定公共機関）は下記車両の使用者に対し、当社が行うこととなっている災害応急対策である「被災地における食料品や生活必需品供給」のため、下記車両をこれら物品を緊急輸送する車両として使用することについて、物流業務委託基本契約によって業務委託していることを証明します。

東京都●●区●●1番10号
株式会社△△△△
代表取締役 ●●●

記

NO	番号標に表示されている番号	車両の使用者		
		住所	氏名又は名称	契約の期間
1	品川800あ1234	東京都●●区▲▲ ■-■-■	×××有限公司	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
2				
3				

「緊急通行車両等事前届出済証」を持っているがどうなるの？

すでに発出している**緊急通行車両等事前届出済証**は**2023年9月1日以降も有効**で、**同届出済証**をお持ちの方は、災害発生後において**緊急通行車両**としての確認を優先的に受けることができます。

また、新制度である災害発生前の確認を受ける場合は、申出書の添付書類として、**緊急通行車両等事前届出済証**を添付してください。

- 【申出書類】
- ① **緊急通行車両確認申出書**（災対法施行規則別記様式第3）
又は（双方を同時に申請する場合は「及び」に読み替え）
緊急輸送車両確認申出書（大震法施行規則別記様式第6）
- 【添付書類】
- ② **緊急通行車両等事前届出済証**

<p>別記様式第1</p> <p>災害 緊急 応急 対策 用 緊急 通行 車両 確認 申出 書 国 民 保 護 法 基 礎 法 第 3 条 第 1 項 第 3 号 第 1 号 第 1 号 第 1 号</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p>公安委員会 殿 年 月 日</p> <p>届出車住所 (電報) 氏名</p> <p>番号標に添付されている番号</p> <p>車種の用途 (緊急輸送を行う車両にのみ) 輸送人員又は品名</p> <p>使用者 住所 () 電話番号</p> <p>氏名</p> <p>出発地</p> <p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を登録する警察本部又は警察署に提出してください。</p>	<p>災害 緊急 応急 対策 用 緊急 通行 車両 等 事前 届 出 済 証 国 民 保 護 法 基 礎 法 第 3 条 第 1 項 第 3 号 第 1 号 第 1 号 第 1 号</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p> <p>(注) 1. 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は防災対策等に関する関係の国庫の供出のための取組に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を添付して警察本部、警察署、交通機関等に提出して再交を受けなければならない。</p> <p>2. 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3. 次に該当するときは、本届出済証を廃棄してください。 (1) 緊急通行車両等が廃止となったとき (2) 緊急通行車両等が廃止となったとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
--	--

なお、2023年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出書は受付しません。

災害発生前の確認申出はオンラインできるの？

現在は、**窓口のみの取扱いとなります。**



他の法律に基づく緊急通行（輸送）車両も同じ？

大震法、原災法、国民保護法に基づく緊急通行(輸送)車両も、**災対法に基づくものと同様に**、緊急交通路を指定する原因となる**事象の発生前**に、確認の申出を行い、**標章等の交付を受けることができます。**

標章等の有効期限は？

標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日から**5年後の日**となります。

指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が5年より短い場合は、契約等の終了日までとなります。

規制除外車両はどうなるの？

緊急通行車両の対象とならない車両で大規模災害時に優先すべきものとして公安委員会**が緊急交通路の通行を認めている「規制除外車両」**については、その**運用に変更はありません**。ただし、規制除外車両確認申出書、規制除外車両事前届出書等の**様式が一部変更**となりましたのでご注意ください。

具体的な手続のご相談等は、愛知県警察本部交通部交通規制課又は警察署交通課までお問い合わせください。

